

令和5年4月19日

告示

当財団は、本日 J B C 試合ルール第 15 条、J B C 制裁規定第 2 条及び J B C 制裁規定第 3 条第 1 項 5 号に基づき、福岡帝拳ジム（以下「同ジム」という）所属ボクサーである樋口優太（ライセンスNo.49555）選手を令和 5 年 4 月 8 日より 1 年間のライセンス停止処分とする。

理由： 福岡帝拳ジム樋口優太選手は、令和 5 年 4 月 8 日の試合の前日計量において減量失敗による体調不良を理由に試合をキャンセルさせた。

このことは競技としてのボクシングの権威と信用を著しく棄損する行為であり、当財団は樋口優太選手を令和 5 年 4 月 8 日より 1 年間のライセンス停止処分とする。

当財団は、本日 J B C 試合ルール第 15 条、J B C 制裁規定第 2 条及び J B C 制裁規定第 3 条第 2 項 1 号に基づき、福岡帝拳ジムのクラブオーナーである三角義隆（ライセンスNo.15819）氏を嚴重注意処分とする。

理由： 当財団は、三角義隆氏が上記記載の事実についてクラブオーナーとしての監督責任を負わなければならないと判断した。

以上

一般財団法人日本ボクシングコミッション